

## シベリアイタチの希少鳥獣指定について（案）

令和 2 年 3 月 27 日に公表された環境省レッドリスト 2020 を踏まえて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）に基づくシベリアイタチ（旧和名チョウセンイタチ）の希少鳥獣の指定及びそれに伴う狩猟鳥獣の見直し、対象狩猟鳥獣捕獲等禁止の解除を行うため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の改正を行う予定。

### 1. 希少鳥獣について

- ・法第 2 条第 4 項に基づき、国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣を「希少鳥獣」として指定している。希少鳥獣に係る捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）は環境大臣の許可対象となる。
- ・希少鳥獣の指定の考え方については、法第 3 条第 1 項に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成 29 年 9 月 21 日付け環自野発第 69 号。以下「基本指針」という。）において、環境省レッドリストで絶滅危惧 I A・I B 又は II 類に該当する鳥獣を対象とすることを基本としており、環境省レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すこととしている。

### 2. シベリアイタチについて

- ・本種については、ツシマヤマネコの生息状況の把握を主な目的としたセンサーカメラ調査の結果や、糞等の痕跡による生息確認調査の結果から、近年急激に個体数が減少している事が示唆されたため、環境省レッドリスト 2020 において準絶滅危惧（NT）から絶滅危惧 I B 類（EN）へと評価が見直された。また、和名についてもチョウセンイタチからシベリアイタチに変更された。
- ・長崎県対馬市を除く西日本（九州、四国、中国～中部地方）に生息するものは飼育個体に由来する外来鳥獣である。

### 3. 見直し（案）の概要

- ・基本指針において、希少鳥獣に指定される対象種は「環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 I A・I B 類又は II 類に該当する鳥獣」となっており、今回のレッドリストカテゴリーの見直しにより、シベリアイタチは希少鳥獣の対象種となるため、希少鳥獣として指定することを予定。
- ・今回レッドリストの評価対象は自然分布域である長崎県対馬市の個体群のみであること、対馬以外の地域においては狩猟及び許可捕獲での捕獲実績もあることを踏まえ、対馬以外の地域においては引き続き狩猟鳥獣として扱うとともに、和名についてもチョウセンイタチからシベリアイタチへ変更する。

- ・これまで法第12条第1項第1号に基づく施行規則第10条第1項において、長崎県対馬市を対象区域としてシベリアイタチの捕獲等を禁止していたが、本区域に分布するシベリアイタチを希少鳥獣に指定され、狩猟鳥獣の指定が解除されることに伴い、捕獲等の禁止を解除することとする。

○希少鳥獣の指定（施行規則第1条の2関係）

【新規指定案】

科名	種名（括弧内学名）
イタチ科	シベリアイタチ ( <i>Mustela sibirica</i> )（長崎県対馬市に分布する個体に限る）

○狩猟鳥獣の変更（施行規則第3条関係）

【現行】

科名	種名（括弧内学名）
イタチ科	チョウセンイタチ ( <i>Mustela sibirica</i> )

【見直し案】

科名	種名（括弧内学名）
イタチ科	シベリアイタチ ( <i>Mustela sibirica</i> )（長崎県対馬市に分布する個体を除く）

○対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の解除（施行規則第10条関係）

【現行】

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
チョウセンイタチ ( <i>Mustela sibirica</i> )	長崎県対馬市	平成29年9月15日～ 令和4年9月14日まで

【見直し案】

※捕獲等の禁止の解除

4. 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月以降 パブコメの実施  
公聴会の開催※

令和3年2月頃 中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会への諮問※

令和3年4月頃 改正省令の施行

※公聴会の開催及び中央環境審議会への諮問については、狩猟鳥獣の指定の解除等についてのみ対象（希少鳥獣の変更については対象外）。